

**社会福祉法人聖ヨハネ会
役員及び評議員、各委員の報酬等に関する規程**

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人聖ヨハネ会（以下、法人という）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程における役員とは法人定款第15条において定める理事及び監事をいう。

2 評議員とは、同第7条において定める者をいう。

3 各委員とは、法人が設置する委員会（評議員選定解任委員会等）の委員をいう。

(理事会、評議員会等の出席報酬等)

第3条 前条で定める役員等が法人の招集する会議および委員会に出席しとき及び法人に関わる業務を行ったとき、別表1に示す報酬及び別表2に示す費用弁償費を支払うことができる。

2 この規程に定めのないとき及び定款の定める総額上限を超えるときは、法人の経理状況を考慮して理事長が決める。

(適用除外)

第4条 定款第21条2項に規定により役員及び法人施設の職員にはこの規程を適用しない。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会、評議員会の議決を得る。

(附則)

第6条 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

<別表1 報酬基準>

会議等名称	報酬（税抜き）
理事会および評議員会	5,000 円
評議員選任・解任委員会	3,000 円
監事監査会	5,000 円
苦情対応第三者委員会	3,000 円
入札立会人	3,000 円
その他の法人が召集する会議等業務	5,000 円を限度として理事長判断

<別表2 費用弁償基準(旅費等)>

旅費	<p>1 旅費等級</p> <p>(1) 公共交通機関の普通運賃</p> <p>(2) 同一地域に複数会社路線がある場合は JR を優先する。</p> <p>2 特別急行料金区分</p> <p>(1) 特急列車を運行する路線の旅行で 50 km 以上。</p> <p>(2) 特急列車利用のときは指定席料金を支給する。</p> <p>(3) 新幹線の必要を理事長が認めた場合はその料金を支給。</p>
宿泊費	<p>必要があり宿泊施設に宿泊した場合は 10,000 円を限度にその実費を支給する。</p>
その他	<p>その他、費用弁償の必要があると理事長が判断した場合は、その実費相当を支給する。</p>